

他人の氏名を含む商標に関する一考察



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

商標法（以下、「法」という）4条1項8号では、「・・・他人の氏名・・・を含む商標」はその他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないとされている。この規定の趣旨は、「肖像、氏名等に関する他人の人格的利益を保護することにある」（最高裁平成16年6月8日第三小法廷判決・判例タイムズ1159号135頁）とされているが、同規定を文言どおりに適用すると、出願商標に同姓同名の者の存在が確認できる氏名を含む場合、当該同姓同名の者から承諾を得ない限り登録を受けることができない。

もっとも、同号の商標審査基準改訂第7版の「2. 自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾を要するものとする。」につき、「人格権の保護を徹底するための取扱いかと思われるが、実務上は、自己の氏名等と一致する全ての他人の承諾を必要とするのではなく、他人にはある程度の著名性が考慮され、また登録異議申立てなどにより積極的に人格権の保護を主張した場合にその者の承諾を必要とすることとしている¹」と解説されていたとおり、2001（平成13）年時点の商標審査の実務では、柔軟な運用がされてきた。そのため、実際には氏名のみからなる商標あるいは氏名を含む商標も数多く登録されてきた。

しかしながら、平成28年8月10日、令和元年8月7日、令和2年7月29日に法4条1項8号に基づき登録を拒絶した審決の取消請求を棄却する知財高裁判決が立て続けに出された。これらの判決に対しては、「厳格説²による現在の8号の運用には問題が多く、克服されるべきである。・・・筆者には、やはり、厳格説は人格的利益の保護をマジックワード化し、その保護に偏重するもののように思えてならない³」、「本判決の判旨が、ローマ字化等した日本人氏名につき『氏名』該当性を認めてその登録を阻却したことには、疑問がある⁴」といった批判が相次いだ。

1 工藤莞司「実例でみる商標審査基準の解説 第3版」（発明協会2001年2月）、133頁。

2 氏名のローマ字表記やカタカナ表記で商標出願する場合に同姓同名に限らず同じ読みの氏名の他人についても承諾が必要とされ、その上、そのような他人が多数存在する場合には、その全員の承諾書の提出が求められるような解釈と後掲3・21頁では定義づけされている。

3 中川隆太郎「自己氏名商標における『他人の氏名』の再検討－氏名権の保護とブランド名選択の自由の適正なバランス－」IPジャーナル16号（2021.3）31頁。

4 山本真祐子「他人の氏名を含む商標であるとして、商標登録出願が商標法4条1項8号により拒絶された事例－TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.事件知財高裁判決の検討－」知的財産法政策学研究Vol.59（2021）348頁。